

熱海市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第4号

熱海市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例

熱海市高額介護サービス費等貸付基金条例（平成12年熱海市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熱海市介護保険条例の一部改正）

2 熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（保健福祉事業）

第6条 市は、保健福祉事業として、法第115条の49に規定する事業を行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。